

証券コード 7679  
2023年5月2日  
(電子提供措置開始日2023年5月2日)

株 主 各 位

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号  
**株式会社薬王堂ホールディングス**  
代表取締役社長 西 郷 辰 弘

## 第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、当社第4回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。  
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

**【当社ウェブサイト】**

<https://www.yakuodo-hd.co.jp/ir/shareholder.html>

また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

**【東証ウェブサイト】（東証上場会社情報サービス）**

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「薬王堂ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「7679」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

株主総会へのご来場については、開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、郵送又はインターネット等による議決権の行使も含めて、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。なお、ご来場の株主様へのお土産の配布は行いません。

書面またはインターネット等の電磁的方法による議決権の行使にあたっては、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討くださいますよう、2023年5月24日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年5月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 岩手県盛岡市盛岡駅前北通2-27  
ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング  
4階 メトロポリタンホール
3. 会議の目的事項  
報告事項
  1. 第4期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第4期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）計算書類報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
  - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
  - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
  - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- 
- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 招集ご通知に添付すべき書類のうち次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。
- ・事業報告の「新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制」
  - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
  - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

## 書面郵送またはインターネットで議決権を行使される場合

### 書面郵送



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2023年5月24日(水曜日)午後6時到着分まで

### インターネット



次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照の上、賛否をご入力ください。

**行使期限** 2023年5月24日(水曜日)午後6時まで

## 株主総会にご出席される場合

### 株主総会ご出席



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、株主ではない代理人及び同伴の方等、議決権を行使できる株主以外の方はご入場いただくことができませんので、ご注意ください。

**株主総会開催日時** 2023年5月25日(木曜日)午前10時

# インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

## スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票(右側)

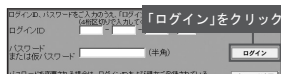
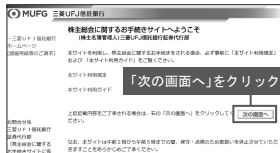
- ※議決権行使書はイメージです。
- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

### 議決権行使サイトのご利用方法

- 1 議決権行使サイトにアクセスする
- 2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力
- 3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



以降画面の案内に沿って  
賛否をご入力ください。

### ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日(2023年5月24日(水曜日))の午後6時まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

### システム等に関するお問い合わせ (ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

☎ 0120-173-027

(通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

### 機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開の促進及び経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円

総額 489,874,750円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年5月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督およびコーポレートガバナンス機能を強化することにより、経営の透明性を一層向上させ、意思決定の更なる迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会、監査等委員に関する規定の新設および監査役会、監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会 第17条 (省略)</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は7名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第20条～第21条 (省略)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、7名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>第20条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2 補欠または増員で選任された取締役の任期は、<u>前任取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>3 補欠として選任された<u>監査等委員</u>の任期は、<u>退任した監査等委員</u>の任期の満了すべき時までとする。</p>
<p>第23条 (省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各<u>監査役</u>に対して会日の<u>3日前</u>に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期日を短縮することができる。</p>	<p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の<u>3日前</u>に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期日を短縮することができる。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p>
<p>第25条 取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第25条 取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第26条 (省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p>
<p>第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p>
	<p>第28条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第30条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第31条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の解任)</p> <p>第33条 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置)</p> <p>第31条 当社は監査等委員会を置く。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>



現行定款	変更案
<p>2 当会社は、<u>監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の任期)</p>	
<p>第35条 <u>監査役</u>の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>2 <u>補欠として選任された監査役</u>の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	
<p>3 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役</u>の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までとする。</p>	
<p>4 <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p>(監査役会の招集通知)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p>第36条 <u>監査役会</u>の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期日を短縮することができる。</p>	<p>第32条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日以前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期日を短縮することができる。</p>
<p>(常勤監査役)</p>	
<p>第37条 <u>監査役会</u>は、<u>監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の決議)</p>	<p>(監査等委員会の決議)</p>
<p>第38条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第33条 <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役会の議事録)</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p>
<p>第39条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>第34条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>

現行定款	変更案
<p>(<u>監査役会規則</u>)</p> <p>第40条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p>第41条 <u>監査役の報酬等</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第44条 (省略)</p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第46条 (省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第47条～第50条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p>(削除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第41条～第44条 (現行どおり)</p> <p>第8章 附則</p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>当社は、第4回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></li> <li>2 <u>第4回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条第2項の定めるところによる。</u></li> </ol>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	さい ごう たつ ひろ 西 郷 辰 弘 (1952年4月13日)	1976年4月 日立クレジット株式会社（現三菱HCキャピタル株式会社）入社 1977年7月 株式会社小田島入社 1978年4月 都南プラザドラッグ創業 1981年2月 有限会社薬王堂設立 代表取締役 1991年6月 株式会社薬王堂（組織変更） 代表取締役社長 2019年3月 同社代表取締役社長執行役員（現任） 2019年9月 当社代表取締役社長（現任）	198,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、当社グループの創業者であり、代表取締役として長年にわたり経営を主導し、当社グループを成長させてまいりました。経営に関する豊富な経験と見識は、当社グループ経営の推進とさらなる企業価値の向上に寄与するものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>			
2	さい ごう きよこ 西 郷 喜代子 (1953年9月3日)	1976年4月 株式会社御天気堂薬局入社 1978年4月 都南プラザドラッグ創業 1981年2月 有限会社薬王堂設立 専務取締役 1991年6月 株式会社薬王堂（組織変更） 専務取締役営業担当 2003年3月 同社専務取締役営業本部長 2018年5月 同社代表取締役副社長営業本部長 2019年3月 同社代表取締役副社長執行役員営業本部長 2019年9月 当社代表取締役副社長（現任） 2022年3月 株式会社薬王堂代表取締役 副社長執行役員（現任）	398,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、当社グループの創業から企業経営に携わり、また営業部門の責任者として、当社グループを成長させてまいりました。これらの豊富な経験と見識は、当社グループ経営の推進とさらなる企業価値の向上に寄与するものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	おがさわら やす ひろ 小笠原 康 浩 (1964年11月29日)	1988年2月 アイワ岩手株式会社入社 2005年3月 株式会社薬王堂入社 2010年7月 同社財務部長 2014年5月 同社取締役財務部長 2016年5月 同社常務取締役管理部門管掌 2019年3月 同社取締役常務執行役員管理本部長 2019年9月 当社常務取締役管理部長 2022年3月 当社常務取締役経営戦略部長（現任） 2022年3月 株式会社薬王堂取締役常務執行役員 経営戦略本部長（現任）	8,400株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社グループの管理部門、経営企画部門の責任者を歴任し、業務執行の豊富な経験と実績を有しております。これらの経験と見識は、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与するものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>			
4	さい ごう たか ひと 西 郷 孝 一 (1978年11月23日)	2007年6月 花王株式会社入社 2012年4月 株式会社薬王堂入社 2012年11月 同社営業企画部長 2013年3月 同社商品部長 2016年3月 同社経営企画室長 2019年3月 同社執行役員事業戦略本部長 2019年9月 当社事業戦略部長 2020年3月 当社経営戦略部長 2020年5月 株式会社薬王堂取締役常務執行役員 経営戦略本部長 2021年5月 当社常務取締役経営戦略部長 2022年3月 当社常務取締役（現任） 2022年3月 株式会社薬王堂取締役常務執行役員 営業本部長（現任）	200,200株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社グループの営業部門、経営企画部門の責任者を歴任し、業務執行の豊富な経験と実績を有しております。これらの経験と見識は、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与するものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	お げら こう いち 小 原 公 一 (1961年 5 月 20 日)	1985年 4 月 日興証券株式会社 (現SMBC日興証券株式会社) 入社 2011年 3 月 日興証券株式会社執行役員東日本法人本部長 2018年 4 月 日興ビジネスシステムズ株式会社代表取締役社長 2021年 5 月 当社社外取締役 (現任) 2022年 6 月 アクティブネットワーク株式会社 特別顧問 (現任)	—
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b>  同氏は、証券会社における営業部門、人事部門での豊富な経験と実績とともに、企業経営者としての幅広い見識を有しており、当社の経営に対して客観的、専門的な視点での有益な提言や助言を行っていただいております。引き続き、独立社外取締役として当社の経営を監督し、コーポレートガバナンスの向上に寄与していただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。  同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>			
6	くり おか だい すけ 栗 岡 大 介 (1985年 7 月 28 日)	2010年 4 月 岡三証券株式会社入社 2013年 3 月 レオス・キャピタルワークス株式会社入社 2021年 2 月 くりや株式会社設立 代表取締役 (現任) 2021年 5 月 当社社外取締役 (現任) 2022年 6 月 株式会社ソケット 社外取締役 (現任)	—
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b>  同氏は、証券アナリストとしての企業分析に関する豊富な見識と社会課題解決に取り組む企業経営者としての幅広い経験、知識を有しており、当社の経営に対して客観的、専門的な視点での有益な提言や助言を行っていただいております。引き続き、独立社外取締役として当社の経営を監督し、コーポレートガバナンスの向上を担っていただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。  同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小原公一氏及び栗岡大介氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は小原公一氏及び栗岡大介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、小原公一氏及び栗岡大介氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。各氏の選任が承認された場合、各氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者として、被保険者である取締役が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害等が填補されることとなる役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者が取締役 (監査等委員である取締役を除く。) に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、本議案に係る取締役候補者の任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 各候補者の所有する当社株式の数は、2023年2月28日現在の状況を記載しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1 ※	さか もと あつし 坂 本 篤 (1962年10月18日)	1985年4月 株式会社東北メルクコムビジネス平金入社 1997年9月 株式会社薬王堂入社 2003年3月 同社業務システム部長 2014年3月 同社経営企画室長 2016年3月 同社内部監査室長 2016年5月 同社補欠監査役 2017年5月 同社監査役(現任) 2019年9月 当社常勤監査役(現任)	23,100株
		<b>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、当社グループの経営企画室長、内部監査室長を歴任し、2017年5月からは常勤監査役を務め、監査体制及びガバナンス体制の強化を担ってまいりました。引き続き、これらの経験と知識を活かし、経営の監査、監督機能の充実に寄与いただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。	
2 ※	かま た ひで き 鎌 田 英 樹 (1953年12月11日)	1978年4月 岩手放送株式会社(現株式会社アイビーシー岩手放送)入社 2011年6月 株式会社アイビーシー岩手放送 代表取締役社長 2014年6月 株式会社岩手日報社 社外監査役(現任) 2015年5月 株式会社薬王堂監査役 2019年9月 当社社外監査役(現任) 2022年6月 株式会社アイビーシー岩手放送 代表取締役会長(現任)	—
		<b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b> 同氏は、放送局の代表取締役であり、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、2015年5月から当社グループの社外監査役として、客観的かつ中立的な立場で経営全般の監督と有効な助言を行っていただいております。監査等委員会設置会社移行後も監査等委員である社外取締役として、経営の監査、監督機能の充実に寄与していただけるものと判断しております。 同氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって3年8ヶ月となります。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3 ※	かたの 片野圭二 (1961年8月17日)	1984年4月 アルプス電気株式会社入社	—
		2003年5月 株式会社アイカムス・ラボ設立 代表取締役 (現任)	
		2014年8月 東北ライフサイエンス・インストルメンツ・ クラスター (TOLIC) 設立 代表幹事 (現任)	
		2016年3月 株式会社TOLIMS設立 代表取締役	
		2021年5月 当社社外取締役 (現任)	
		2022年1月 株式会社TOLIMS 代表取締役会長 (現任)	
		【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 同氏は、ヘルステック企業の経営者として豊富な経験と実績を有するとともに、産学官連携によるTOLICの代表を務めるなど地域産業の活性化に取り組まれております。2021年5月からは当社社外取締役として有益で率直な意見や提言により、意思決定の健全性と透明性に寄与していただいております。監査等委員会設置会社移行後は監査等委員である社外取締役として、経営の監査、監督機能の強化を担っていただけるものと判断しております。 同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。	

- (注) 1. ※印は新任の監査等委員である取締役候補者または社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 鎌田英樹氏及び片野圭二氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は鎌田英樹氏及び片野圭二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、坂本篤氏、鎌田英樹氏及び片野圭二氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。各氏の選任が承認された場合、各氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者として、被保険者である取締役が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害等が填補されることとなる役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、本議案に係る取締役候補者の任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 各候補者の所有する当社株式の数は、2023年2月28日現在の状況を記載しております。

【参考】選任後の取締役会構成およびスキルマトリクス

第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」、第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」を原案どおり承認可決いただいた場合、取締役会の構成は以下のとおりです。

	氏名	スキル・経験						
		企業経営	営業/ マーケティング	財務会計	法 務	H R	I T	E S G
取締役	西郷 辰弘	●	●					
	西郷 喜代子	●	●					
	小笠原 康浩			●		●		
	西郷 孝一		●				●	
	小原 公一	●	●			●		
	栗岡 大介	●		●				●
監査等委員	坂本 篤			●	●			
	鎌田 英樹	●	●					●
	片野 圭二	●					●	●

(注) 上記のスキルマトリクスは、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。



第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
なかむらしんじろう 中村真二郎 (1965年11月10日)	1989年4月 日興証券株式会社入社 1999年2月 北光コンサル株式会社入社 2006年9月 株式会社薬王堂入社 2017年3月 同社財務部長 2019年9月 当社補欠監査役(現任) 2022年3月 株式会社薬王堂内部統制推進部長(現任)	9,417株
【補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由】 同氏は、当社グループの事業及び財務・会計に精通しており、現在は株式会社薬王堂の内部統制推進部長として見識と豊かな経験を有していることから、同氏を補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 中村真二郎氏の所有する当社株式は、当社従業員持株会を通じての保有分であります。  
3. 中村真二郎氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額とする予定であります。  
4. 当社は、取締役全員を被保険者として、被保険者である取締役が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害等が填補されることとなる役員等賠償責任保険契約を締結しております。中村真二郎氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

#### 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2020年5月27日開催の第1回定時株主総会において、報酬の額を年額400百万円以内とご決議いただき今日に至っております。今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額として年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、経済情勢、当社の規模、取締役の人数および他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

#### 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

以上

# 事業報告

(2022年3月1日から  
2023年2月28日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を、当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、以下の経営成績に関する説明において増減額及び前年同期比(%)は記載せずに説明しております。

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が縮小しつつあるものの、エネルギー資源の高騰や円安の進行等による原材料価格の上昇により、個人消費や経済活動への影響が懸念されるなど、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社グループが属するドラッグストア業界においては、原材料等の高騰による商品原価値上げの影響や、マスクや消毒液等の感染症対策商品の売上が鈍化するなど、経営環境としては厳しい状況で推移しました。

このような状況の中、当社グループは、販売価格や品揃えの強化を図り、来店客数及び買上点数の増加に取り組むとともに、小商圏ドミナント出店を推進し、ドラッグストアを岩手県3店舗、青森県3店舗、秋田県4店舗、宮城県2店舗、山形県5店舗、福島県8店舗の合計25店舗を新規出店いたしました。また、秋田県1店舗、宮城県1店舗を退店し、当連結会計年度末の店舗数は381店舗(うち調剤併設型4店舗、調剤専門薬局2店舗)となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,287億9千1百万円(前年同期は1,203億1千万円)、営業利益は46億6千万円(前年同期は40億4千3百万円)、経常利益は50億1千7百万円(前年同期は43億9千4百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益は32億4千万円(前年同期は29億6千4百万円)となりました。

主要なドラッグストア事業における部門別の業績は次のとおりです。

① ヘルス

医薬品は感冒薬、健康食品等が伸張り、衛生用品では生理用品、介護用紙おむつ等が伸張いたしました。また、抗原検査キット等の新型コロナウイルス関連商品も堅調に推移いたしました。その結果、売上高は255億7千2百万円（前年同期は241億8千4百万円）となりました。

② ビューティ

化粧品は基礎化粧品、ポイントメイク等が伸張り、トイレットリーではヘアケア、オーラルケア、洗顔等が伸張いたしました。その結果、売上高は179億1千9百万円（前年同期は174億7千万円）となりました。

③ ホーム

日用品は洗剤や家庭紙、ゴミ袋等が伸張り、衣料品では肌着、靴下等が伸張いたしました。バラエティ部門はペット関連商品等が伸張いたしました。その結果、売上高は268億1千6百万円（前年同期は254億1千5百万円）となりました。

④ フード

食品は冷凍食品、日配品、生鮮食品等が伸張り、酒類ではビール類、酎ハイ等が伸張いたしました。その結果、売上高は582億7千1百万円（前年同期は530億2千8百万円）となりました。

部 門	売 上 高	構 成 比
	百万円	%
ヘルス	25,572	19.9
ビューティ	17,919	13.9
ホーム	26,816	20.9
フード	58,271	45.3
合 計	128,580	100.0

(注) 部門別の主な取扱商品は次のとおりであります。

部 門	主 要 品 目
ヘルス	医薬品・衛生用品・医療用品・健康食品・介護用品・ベビー用品・調剤
ビューティ	化粧品・ヘアケア・オーラルケア・ボディケア
ホーム	洗剤・家庭紙・台所用品・実用衣料・履き物・服飾雑貨・文具・玩具・ペット用品・電気小物・書籍・たばこ
フード	菓子・飲料・食品・米・酒

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、有形固定資産42億8千8百万円、無形固定資産6千6百万円、敷金及び保証金2億6千3百万円等の合計46億9千3百万円となりました。その主なものは、25店舗の新店設備投資であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、新規出店のための有形固定資産の取得、敷金及び保証金の差入による支出の資金について、取引金融機関より30億円の長期借入れを実施いたしました。

## (4) 対処すべき課題

ドラッグストア業界は、各種規制緩和に伴う異業種参入など、小売業全体による出店競争や価格競争が進み、経営環境は一段と厳しさを増すものと思われま

す。このような状況の中、当社グループは「地域の皆様の美と健康と豊かな暮らしに貢献する」ことを使命とし、経営理念であります「お客様に喜んで戴ける店づくり」のもと、小商圈へのドミナント出店を積極的に進めてまいります。

### ① 出店戦略

商圈人口7千人で成立する、安さと利便性に専門性を兼ね備えた「小商圈バラエティ型コンビニエンスドラッグストア」をドミナント展開し、エリアでのシェア拡大を図ってまいります。

### ② 商品戦略

医薬品や化粧品の専門性に加え、食料品や日用品などの生活必需品を取り揃え、身近な場所で、より低価格で商品を提供することに取り組んでまいります。またプライベートブランド商品の育成にも注力してまいります。

### ③ 販売戦略

お客様が商品を自由選べるセルフサービスを基本としつつ、お客様のニーズにお応えできる専門知識と接遇の向上を図り、ライトカウンセリングとフレンドリーサービスを充実させてまいります。また各種キャッシュレス決済サービスに対応し、お客様の利便性の向上に取り組んでまいります。

### ④ 人事戦略

新卒の定期採用と中途社員の計画採用、またパート社員の戦力化により、バランスの取れた組織体制を実現するとともに、女性管理職の積極登用に取り組み、組織の活性化を図ってまいります。

一方で、成果主義を基本とした公正で公平な処遇を行い、ワークライフバランスにも配慮し、従業員のモチベーションの向上に努めてまいります。

⑤ 物流戦略

店舗網の広域化に合わせた物流インフラの整備を進めるとともに、店舗オペレーションと一体化した効率的な物流システムを構築し、サプライチェーンの機能強化を図ってまいります。また庫内業務や配送業務の生産性向上を図り、物流センターの機能最大化に取り組んでまいります。

⑥ 情報戦略

顧客サービスの向上や業務の効率化を目的としたシステム投資を計画的に行い、外部環境の変化に柔軟に対応できる機能構築に取り組んでまいります。

⑦ 財務戦略

企業価値の最大化に向け、ローコスト経営の実践とともに、投資効率向上によるキャッシュフローの獲得に取り組み、創出したキャッシュは、戦略的な新店投資に優先的に配分しながら、安定的・継続的な配当還元を目指してまいります。

⑧ コーポレートガバナンス

コンプライアンスの徹底、リスク管理及び内部統制システムの機能充実、またコーポレートガバナンス・コードへの継続的な取り組み等により、更なるガバナンス強化を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第1期 (2020年2月期)	第2期 (2021年2月期)	第3期 (2022年2月期)	第4期 (当連結会計年度 (2023年2月期))
売上高(百万円)	102,017	110,535	120,310	128,791
経常利益(百万円)	4,295	5,306	4,394	5,017
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	3,122	3,290	2,964	3,240
1株当たり当期純利益(円)	158.19	166.69	150.16	164.96
総資産額(百万円)	50,244	60,637	62,297	67,709
純資産額(百万円)	22,168	25,025	27,534	29,939
1株当たり純資産額(円)	1,123.03	1,267.73	1,394.87	1,527.93

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社薬王堂	300百万円	100.0%	ドラッグストア事業
Medica株式会社	3百万円	100.0%	マーケティング事業等

### ③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社薬王堂	岩手県紫波郡矢巾町 医大通二丁目7番7号	8,531百万円	21,019百万円

## (7) 主要な事業内容

当社は、持株会社として傘下グループ会社の経営管理及びこれに付帯する業務を行っております。

当社グループは、主として次の事業を行っております。

医薬品、衛生用品、医療用品、化粧品、食品、日用雑貨品等の販売及び調剤薬局の経営、マーケティング事業

## (8) 主要な事業所

### ① 当 社

本社事務所 岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号

### ② 子 会 社

株式会社薬王堂

本社事務所 岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号

店 舗 岩手県114店舗、宮城県80店舗、青森県55店舗、  
秋田県61店舗、山形県43店舗、福島県28店舗、  
計381店舗

## (9) 従業員の状況

区分	従業員数	前連結会計年度末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
合計又は平均	969名	40名(増)	31.90歳	9.30年

(注) 上記従業員の数は、パートタイマー及びアルバイトの期中平均2,516名(1日平均8時間換算)を含んでおりません。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社岩手銀行	6,093
株式会社三菱UFJ銀行	4,371
株式会社七十七銀行	1,371
株式会社三井住友銀行	1,348
株式会社みちのく銀行	499
株式会社みずほ銀行	235

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 61,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,594,990株 (自己株式数145,229株を除く。)
- (3) 株主数 11,732名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社TKコーポレーション	7,584,000 株	38.70 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,678,400	8.57
株式会社日本カストディ銀行 (信託口、信託口4、 信託A口、年金特金口、年金信託口)	1,108,700	5.66
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	931,200	4.75
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/ JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUND S/UCITS ASSETS	810,000	4.13
薬王堂ホールディングス従業員持株会	665,100	3.39
西郷 喜代子	398,000	2.03
上遠野 俊一	238,900	1.22
第一生命保険株式会社	216,000	1.10
伊藤 昭	210,000	1.07

(注) 持株比率は、自己株式 (145,229株) を控除して計算しております。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 郷 辰 弘	株式会社薬王堂 代表取締役社長執行役員
代表取締役副社長	西 郷 喜 代 子	株式会社薬王堂 代表取締役副社長執行役員
常 務 取 締 役	小 笠 原 康 浩	経営戦略部長 株式会社薬王堂 取締役常務執行役員
常 務 取 締 役	西 郷 孝 一	株式会社薬王堂 取締役常務執行役員
取 締 役	小 原 公 一	アクティブネットワーク株式会社 特別顧問
取 締 役	片 野 圭 二	株式会社アイカマス・ラボ 代表取締役会長 東北ライフサイエンス・インストルメンツ・クラスター 代表幹事 株式会社TOLIMS 代表取締役会長
取 締 役	栗 岡 大 介	くりや株式会社 代表取締役 株式会社ソケット 社外取締役
常 勤 監 査 役	坂 本 篤	株式会社薬王堂 監査役
監 査 役	下 河 原 勝	株式会社FPホームサービス 代表取締役 株式会社FPシルバースUPPORT 代表取締役
監 査 役	鎌 田 英 樹	株式会社アイビーシー岩手放送 代表取締役会長 株式会社岩手日報社 社外監査役

(注) 1. 取締役小原公一氏、片野圭二氏及び栗岡大介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役下河原勝氏及び鎌田英樹氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 当社は、取締役小原公一氏、片野圭二氏及び栗岡大介氏、監査役下河原勝氏及び鎌田英樹氏を当社が株式を上場している東京証券取引所の規則等に定める独立役員として届け出ております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社グループ全役員（取締役、監査役）を被保険者とした役員等賠償責任保険契約を締結し、当社が保険料を全額負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補いたしません。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項

##### (基本方針)

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

なお、業績連動報酬及び非金銭報酬等については現時点では導入しておりません。今後、当社の企業価値向上を図る上で、各々の取締役が果たすべき役割を最大限に発揮するため、客観性・透明性ある手続きを伴ったよりよい報酬制度となるよう検討してまいります。

##### (基本報酬の個人別の報酬の額の決定に関する方針)

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬のみとし、役位、職責、在任期間に依りて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

##### (取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項)

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の額については、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会決議にもとづき代表取締役社長西郷辰弘がその具体的内容について委任をうけるものとしております。

委任する理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

なお、委任された内容の決定にあたっては、指名報酬委員会の答申の内容を踏まえて決定します。

監査役の報酬については、監査役の協議により決定しております。

指名報酬委員会の活動内容としては、上記のとおり取締役について、当社の業績や各取締役の業務執行状況、功績、貢献度等を総合的に評価し、事業年度に係る基本報酬等額についての協議のほか、当社取締役の指名、当社グループ会社の役員の指名及び報酬についても協議し、当社取締役会等に答申しております。

(当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由)

取締役の個人別の報酬等については、取締役会より委任を受け代表取締役社長が決定方針に従って決定しております。内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会において決定方針との整合性を含めた多面的な検討を行っており、取締役会はその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

(報酬に関する株主総会決議に関する事項)

取締役及び監査役の報酬額は、2020年5月27日開催の第1回定時株主総会決議において決定しており、取締役については年額400百万円以内、監査役については年額100百万円以内と定められております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名であり、監査役は3名であります。

②当社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区 分	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	148 (9)	148 (9)	— (—)	— (—)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	17 (6)	17 (6)	— (—)	— (—)	3 (2)

## (5) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- 取締役小原公一氏の兼職先であるアクティブネットワーク株式会社と当社との間に開示すべき特別な関係はありません。
- 取締役片野圭二氏の兼職先である株式会社アイカムス・ラボ、東北ライフサイエンス・インストルメンツ・クラスター及び株式会社TOLIMSと当社との間に開示すべき特別な関係はありません。
- 取締役栗岡大介氏の兼職先であるくりや株式会社及び株式会社ソケットと当社との間に開示すべき特別な関係はありません。
- 監査役下河原勝氏の兼職先である株式会社FPホームサービス及び株式会社FPシルバーサポートと当社との間に開示すべき特別な関係はありません。
- 監査役鎌田英樹氏の兼職先である株式会社アイビーシー岩手放送、株式会社岩手日報社と当社との間に開示すべき特別な関係はありません。

### ② 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	小原 公一	取締役会における審議、報告に際して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。また、指名報酬委員会の委員を務めております。
取締役	片野 圭二	取締役会における審議、報告に際して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。また、指名報酬委員会の委員を務めております。
取締役	栗岡 大介	取締役会における審議、報告に際して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。また、指名報酬委員会の委員を務めております。
監査役	下河原 勝	取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、また、監査役会14回開催のうち13回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役	鎌田 英樹	取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、また、監査役会14回開催のうち13回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |   |       |
|---|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額                 | 15百万円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 36百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定することができます。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、報酬その他の職務執行の対価としての財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じた額とします。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

---

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>30,419</b>	<b>流動負債</b>	<b>23,247</b>
現金及び預金	5,280	買掛金	14,485
売掛金	1,524	1年内返済予定の長期借入金	2,943
商品	21,463	リース債務	201
未取還付法人税等	89	未払法人税等	1,107
その他	2,060	契約負債	802
貸倒引当金	△0	賞与引当金	585
<b>固定資産</b>	<b>37,290</b>	店舗閉鎖損失引当金	46
<b>有形固定資産</b>	<b>31,235</b>	その他	3,074
建物及び構築物	28,115	<b>固定負債</b>	<b>14,522</b>
機械及び装置	133	長期借入金	10,978
工具、器具及び備品	511	リース債務	1,627
土地	622	資産除去債務	1,722
リース資産	1,641	その他	194
建設仮勘定	210	<b>負債合計</b>	<b>37,770</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>281</b>	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,773</b>	<b>株主資本</b>	<b>29,964</b>
投資有価証券	183	資本金	100
繰延税金資産	2,156	資本剰余金	2,311
敷金及び保証金	3,030	利益剰余金	27,854
その他	403	自己株式	△300
		その他の包括利益累計額	△25
		その他有価証券評価差額金	△25
		<b>純資産合計</b>	<b>29,939</b>
<b>資産合計</b>	<b>67,709</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>67,709</b>

# 連結損益計算書

(2022年3月1日から  
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		128,791
売上原価		100,543
売上総利益		28,247
販売費及び一般管理費		23,587
営業利益		4,660
営業外収益		
受取利息	18	
受取事務手数料	180	
固定資産受贈益	45	
受取手数料	35	
古紙売却収入	35	
その他	86	402
営業外費用		
支払利息	38	
その他	7	45
経常利益		5,017
特別損失		
減損損失	244	
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	50	294
税金等調整前当期純利益		4,722
法人税、住民税及び事業税	1,666	
法人税等調整額	△184	1,481
当期純利益		3,240
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		3,240

# 貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	2,301	<b>流動負債</b>	70
現金及び預金	587	未払金	48
売掛金	33	未払法人税等	11
短期貸付金	1,590	預り金	10
未取還付法人税等	89	<b>負債合計</b>	<b>70</b>
その他	0	<b>純資産の部</b>	
<b>固定資産</b>	18,718	<b>株主資本</b>	20,949
<b>投資その他の資産</b>	18,718	資本金	100
関係会社株式	8,554	資本剰余金	20,498
長期貸付金	10,152	資本準備金	25
繰延税金資産	10	その他資本剰余金	20,473
		利益剰余金	650
		その他利益剰余金	650
		繰越利益剰余金	650
		<b>自己株式</b>	<b>△300</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>20,949</b>
<b>資産合計</b>	<b>21,019</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>21,019</b>



# 損益計算書

(2022年3月1日から  
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		866
営業費用		328
営業利益		538
営業外収益		
受取利息	12	
その他	0	12
経常利益		550
税引前当期純利益		550
法人税、住民税及び事業税	24	
法人税等調整額	△3	20
当期純利益		529

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年4月12日

株式会社 薬王堂ホールディングス  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 後藤 英俊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福士 直和

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社薬王堂ホールディングスの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社薬王堂ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年4月12日

株式会社 葉王堂ホールディングス  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
仙台事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 後藤 英俊

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 福士 直和

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社葉王堂ホールディングスの2022年3月1日から2023年2月28日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、また、非常勤社外取締役との意見交換会を定期的を実施するなど意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月14日

株式会社薬王堂ホールディングス 監査役会

常勤監査役 坂 本 篤 ㊟

監 査 役 下 河 原 勝 ㊟

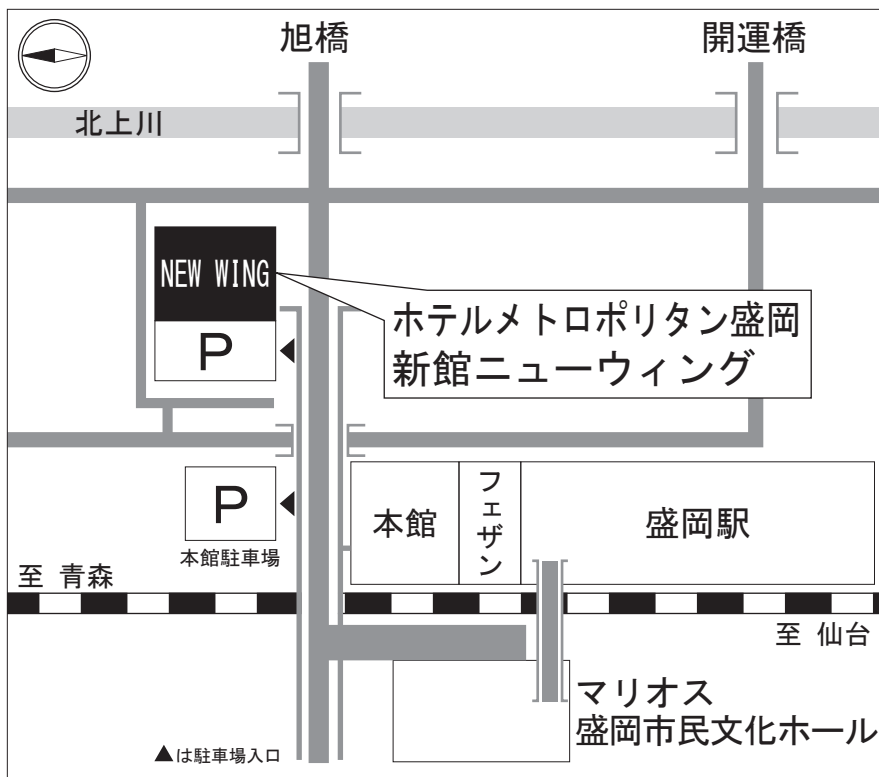
監 査 役 鎌 田 英 樹 ㊟

(注) 監査役下河原勝及び監査役鎌田英樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場： 岩手県盛岡市盛岡駅前北通 2-27  
ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィング  
4階メトロポリタンホール  
TEL 019-625-1211



## ●交通のご案内

- JR盛岡駅より、徒歩で約5分
- 東北自動車道・盛岡ICより車で約10分
- 花巻空港より、車で約40分



**第4回定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)**

会社の新株予約権等に関する事項  
業務の適正を確保するための体制  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

第4期（2022年3月1日～2023年2月28日）

**株式会社 薬王堂ホールディングス**

## 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当連結会計年度末日における新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当連結会計年度中に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

## 業務の適正を確保するための体制

### (1) 内部統制システム構築に関する基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり定めております。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役が率先垂範して法令等を遵守するとともに、使用人の職務の執行が法令や定款に適合することを確保し、法令遵守を企業活動の前提とします。

コンプライアンス体制の推進を組織的かつ永続的に運営するための常設の機関として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守体制の整備と遵守状況の把握を行い、結果を取締役に報告する体制を構築します。

また、内部通報制度として、コンプライアンス・ホットラインを設置し、全役職員より法令違反等に関する相談や通報を受け付ける体制を整備します。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

稟議規程及び文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に適切に記録し、保存します。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業を取り巻く様々なリスクに対応するために「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を整備するとともに、リスク管理委員会を設置してリスクの分析、評価及び対応状況を定期的に確認し、必要な対策を講じます。

また、重大事故、災害など緊急を要するリスクが発生した場合は、「リスク管理規程」に基づいて緊急対策本部を設置し、対策本部長を中心とした情報収集並びに対応策の検討、決定及び実施などにより迅速に対応する体制を整備します。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は役職員が共有する全社的な目標を定め、これに基づき各部門は実施すべき具体的な行動計画を含めた目標を設定し、業務執行を行います。

- ⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社及びグループ会社の業務の適正については、「関係会社管理規程」に則り管理します。  
子会社に関わる重要事項及び業務執行状況については、子会社の代表者または管理統括者が定期的に当社の取締役会に報告をするものとします。  
内部監査担当部署は、当社及びグループ会社の管理状況及び業務活動について内部監査を実施し、内部統制システムの整備を図るものとします。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役は、内部監査担当部署所属の職員等（以下当該使用人）に監査業務に必要な事項を指示、命令することができます。当該使用人は監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告します。  
また、取締役は当該使用人の人事異動及び考課を行う場合には、事前に監査役会に意見を求めるものとします。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等をすみやかに報告します。報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとします。  
また、内部通報制度の運用規程に基づき、監査役に報告を行ったことを理由として報告者に対する不利な取扱いを禁止します。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役から職務の執行について所要の費用の請求を受けたときは、その費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用及びその債務を処理するものとします。
- ⑨ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は業務の執行状況を把握するため、法令で定められた会議のほか、必要に応じて、重要な会議に出席し意見を述べることができます。  
また、監査役会は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① コンプライアンス

各部門において自己点検を毎月実施し、コンプライアンス委員会に報告しております。また、取締役会でその結果を四半期ごとに報告しております。

なお、社内研修や会議体によるコンプライアンスに関する教育の実施、社内広報などによる内部通報制度の周知を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

### ② リスクマネジメント

「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を年2回開催し、リスクの分析、評価及び対応状況を確認しております。

### ③ 内部監査体制

内部監査計画に基づき、業務監査を実施するとともに、監査役及び会計監査人と連携し、業務の適正化に努めております。

また、財務報告に係る内部統制につきましては、財務報告の信頼性及び影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を実施しております。

## (3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は企業行動憲章並びに役職員行動規範に基づく「コンプライアンス規程」及び「反社会的勢力等対策マニュアル」において、反社会的な団体・個人に対して常に毅然とした態度で臨み、どのような名目であっても、いかなる利益供与も行わず、これらの活動を助長するような行為も一切行わない旨定め、役職員に周知徹底を図っております。

### ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は反社会的勢力排除に向けた社内体制として代表取締役社長を最高責任者、管理担当取締役を統括責任者とし、反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、直ちに警察に届け出るなど、警察機関、顧問弁護士等と連携して全社的に問題を解決する体制を確立しております。

また、全役職員を対象として反社会的勢力排除の重要性等を教育・研修するとともに、全役職員や取引先等と反社会的勢力との関係の調査を一定のルールで実施しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から  
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年3月1日残高	100	2,311	25,126	△0	27,537
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△39	—	△39
会計方針の変更を反映した当期首残高	100	2,311	25,087	△0	27,497
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△473		△473
親会社株主に帰属する当期純利益			3,240		3,240
自己株式の取得				△300	△300
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,767	△300	2,466
2023年2月28日残高	100	2,311	27,854	△300	29,964

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
2022年3月1日残高	△2	△2	27,534
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△39
会計方針の変更を反映した当期首残高	△2	△2	27,495
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△473
親会社株主に帰属する当期純利益			3,240
自己株式の取得			△300
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△22	△22	△22
連結会計年度中の変動額合計	△22	△22	2,444
2023年2月28日残高	△25	△25	29,939

## 連結注記表

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社  
連結子会社の名称 株式会社薬王堂  
Medica株式会社

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）によっております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法によっております。

###### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品

売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

ただし、物流センター保管商品及び調剤薬品については総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3年～34年
機械及び装置	17年
工具、器具及び備品	3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（3）重要な収益及び費用の計上基準

① 商品の販売に係る収益認識

当社の子会社では、医薬品、化粧品、雑貨、食品等を販売しております。このような商品の販売においては、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

また、これらのうち受託販売等、当社及び子会社の役割が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る対価の総額から委託者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、対価の受領は、原則、商品を顧客に引き渡した時点で行っており、重要な金融要素の調整は行っておりません。

② 子会社が運営するポイント制度に係る収益認識

当社の子会社が運営するポイント制度に関しては、商品の販売に伴う付与ポイント相当額を履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。

③ 他社が運営するポイント制度に係る収益認識

他社が運営するポイント制度に関しては、取引価格から商品の販売に伴う付与ポイント相当額を差し引いた金額で収益を認識しております。

（4）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉店に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる閉店関連損失見込額を計上しております。

## (会計方針の変更に関する注記)

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は以下のとおりです。

#### (1) 子会社が運営するポイント制度に係る収益認識

当社の子会社が運営するポイント制度に基づき、顧客への商品販売に伴い付与するポイントについて、従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、ポイント引当金繰入額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。

#### (2) 他社が運営するポイント制度に係る収益認識

他社が運営するポイント制度に基づき、顧客への商品販売に伴い付与するポイントについて、従来は、販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、取引価格から付与ポイント相当額を差し引いた金額で収益を認識する方法に変更しております。

#### (3) 代理人取引に係る収益認識

顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高が3,641百万円減少し、売上原価は1,199百万円減少し、販売費及び一般管理費は2,449百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ7百万円増加しております。

当連結会計年度期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は39百万円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

また、収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」を、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。



(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(固定資産の減損)

### ① 連結計算書類に計上した金額

減損損失	244百万円
有形固定資産	31,235百万円

### ② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗を基本単位とし、賃貸資産および遊休資産については物件ごとに資産のグルーピングをしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている店舗及び土地や、土地の時価の下落が著しい店舗等を減損の兆候がある資産グループとし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額の算定は使用価値によっておりますが、割引前将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスである場合は、使用価値は零として算定しております。

将来キャッシュ・フローは、過年度実績や外部環境及び内部環境を考慮して作成した、各店舗の予算計画を基礎としており、当該計画には、販促強化等の各種施策による売上高増加や原価率改善等を主要な仮定として織り込んでおります。

これらの仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の減損損失認識要否の判定及び測定される減損損失の金額に、重要な影響を及ぼす可能性があります。

## (連結貸借対照表に関する注記)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 21,405百万円

## (連結損益計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 2. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
岩手県奥州市	販売設備	土地	80
秋田県大館市	販売設備	建物及び構築物等	21
秋田県能代市	販売設備	建物及び構築物等	16
山形県西村山郡河北町	販売設備	建物及び構築物等	4
山形県天童市	販売設備	建物及び構築物等	62
青森県三沢市	販売設備	建物及び構築物等	61

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として店舗を基本単位としグルーピングしております。当連結会計年度において、閉店の意思決定を行った店舗、又は営業活動による損益が継続してマイナスとなる店舗等において、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを4.4%で割り引いて算定しております。

減損損失の内訳は以下のとおりです。

固定資産の種類	金額 (百万円)
建物	122
構築物	34
機械及び装置	2
工具、器具及び備品	5
土地	80
合計	244

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 19,740,219 株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月27日 定時株主総会	普通株式	473百万円	24円	2022年2月28日	2022年5月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年5月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	489百万円	25円	2023年2月28日	2023年5月26日

## (金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については設備投資計画に従って、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

敷金及び保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。投資有価証券はすべて株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）に係る資金調達であり、変動金利による長期借入れは行っておりません。なお、これらの債務は支払期日に支払いを実行できなくなるリスク、すなわち流動性リスクに晒されますが、各月ごとに資金計画を適宜見直すことにより、そのリスクを回避しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

敷金及び保証金について、管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（金利や市場価格等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するため、長期借入金については固定金利での調達を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る金利リスク及び流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金調達時には、金利の変動動向の確認又は他の金融機関との金利比較を行っております。また、各部署からの報告に基づき財務部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券(※1)			
その他有価証券	82	82	—
(2) 敷金及び保証金	3,030	2,907	△122
資産計	3,113	2,990	△122
(1) 長期借入金(※2)	13,922	13,790	△131
負債計	13,922	13,790	△131

(※1) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	100百万円

(※2) 1年以内に返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
敷金及び保証金	350	1,022	728	929

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	2,943	2,343	2,301	2,211	1,703

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数利用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	82	—	—	82
資産計	82	—	—	82

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	2,907	—	2,907
資産計	—	2,907	—	2,907
長期借入金	—	13,790	—	13,790
負債計	—	13,790	—	13,790

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### 敷金及び保証金

合理的に見積った将来キャッシュ・フローを、国債の利回りで割り引いた現在価値から算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

元金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によって算出しており、レベル2の時価に分類しております。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはドラッグストア事業を主要な事業としており、顧客との契約から生じる収益の内訳は以下のとおりです。

	金額 (百万円)
ヘルス	25,572
ビューティ	17,919
ホーム	26,816
フード	58,271
その他	211
顧客との契約から生じる収益	128,791

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (3) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しております。

### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

#### (1) 契約負債の残高等

	当連結会計年度 (百万円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	1,254
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	1,524
契約負債 (期首残高)	713
契約負債 (期末残高)	802

当社グループにおいて、お買い物の支払いに充当できるポイントを付与するサービスを実施しており、顧客に付与したポイントについて、サービスを提供する履行義務を充足するまで、契約負債として認識しております。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格はありません。

### (賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

### (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,527円93銭
2. 1株当たり当期純利益 164円96銭

(注)「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、収益認識に関する会計基準等を適用し、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益はそれぞれ0.25円増加しております。

# 株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から  
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
2022年3月1日残高	100	25	20,473	20,498
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
2023年2月28日残高	100	25	20,473	20,498

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
	繰越利益 剰余金				
2022年3月1日残高	594	594	△0	21,193	21,193
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	△473	△473		△473	△473
当期純利益	529	529		529	529
自己株式の取得			△300	△300	△300
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	56	56	△300	△244	△244
2023年2月28日残高	650	650	△300	20,949	20,949



## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

#### 2. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社への経営指導及び経営管理、並びに関係会社受取配当金となります。経営指導及び経営管理に関しては、子会社に役務を提供した時点で、履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日において収益を認識しております。なお、対価の受領は、通常は1年以内で行っており、重要な金融要素の調整は行っておりません。

### (会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首から新たな会計方針を適用しております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

### (貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,624 百万円
長期金銭債権	10,152 百万円
短期金銭債務	7 百万円
合 計	11,784 百万円

### (損益計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

営業取引	
営業収益	866 百万円
営業費用	75 百万円
営業取引以外の取引高	
受取利息	12 百万円

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当事業年度の末日における自己株式の総数

普通株式	145,229 株
------	-----------

### (税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
未払事業税	1
受取配当金	1
未払金	9
その他	<u>△0</u>
繰延税金資産小計	<u>11</u>
評価性引当額	<u>△1</u>
繰延税金資産合計	<u>10</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.3 %
(調整)	
受取配当等の益金不算入	△31.1 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4 %
住民税均等割等	0.2 %
その他	<u>△0.1 %</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>3.7 %</u>

### (収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 2. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社 薬王堂	岩手県 矢巾町	300	医薬品・ 化粧品・ 日用雑貨 等の小売 業	100.0	役員の兼 任	経営指導 料の受取	367	売掛金	33
							資金の 貸付	11,742	短期 貸付金	1,590
									長期 貸付金	10,152
配当金の 受取	499	—	—							

(注1) 経営指導料については、経営の管理・指導等の対価としての妥当性を勘案し、定められた料率を基に協議の上契約により決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,069円11銭
2. 1株当たり当期純利益 26円97銭